

令和8年度 介護保険料のお知らせ

■ 65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の決め方

介護サービスに必要な費用等から算出された「基準保険料額」をもとに、所得等に応じて決まります。

その「基準保険料額」は、王寺町が3年ごとに策定する介護保険事業計画で定めています。

■ 保険料の納め方

▶65歳以上の方は、原則、年金から納めます。（納付書で納める場合もあります。）

介護保険料段階			対 象 者	計算方法	介護保険料年額
第1段階	本人が住民税非課税	世帯全員が非課税	・生活保護または老齢福祉年金を受給している人 ・前年の課税年金収入額＋合計所得金額等※が826,500円以下の人	基準額 ×0.285※1	19,100 ※1
第2段階			前年の課税年金収入額＋合計所得金額等※が826,500円を超え、 120万円以下の人	基準額 ×0.435※1	29,200 ※1
第3段階			前年の課税年金収入額＋合計所得金額等※が120万円を超える人	基準額 ×0.685※1	46,000 ※1
第4段階		世帯に課税者がいる	前年の課税年金収入額＋合計所得金額等※が826,500円以下の人	基準額 ×0.900	60,400
第5段階 (基準段階)			住民税本人非課税の人(第4段階に該当しない人)	基準額	67,200
第6段階	本人が住民税課税		前年の合計所得金額等※が120万円未満の人	基準額 ×1.150	77,200
第7段階			前年の合計所得金額等※が120万円以上 160万円未満の人	基準額 ×1.200	80,600
第8段階			前年の合計所得金額等※が160万円以上 210万円未満の人	基準額 ×1.300	87,300
第9段階			前年の合計所得金額等※が210万円以上 230万円未満の人	基準額 ×1.385	93,000
第10段階			前年の合計所得金額等※が230万円以上 270万円未満の人	基準額 ×1.425	95,700
第11段階			前年の合計所得金額等※が270万円以上 320万円未満の人	基準額 ×1.585	106,500
第12段階			前年の合計所得金額等※が320万円以上 420万円未満の人	基準額 ×1.750	117,600
第13段階			前年の合計所得金額等※が420万円以上 520万円未満の人	基準額 ×1.950	131,000
第14段階			前年の合計所得金額等※が520万円以上 620万円未満の人	基準額 ×2.050	137,700
第15段階			前年の合計所得金額等※が620万円以上 720万円未満の人	基準額 ×2.353	158,100
第16段階			前年の合計所得金額等※が720万円以上 800万円未満の人	基準額 ×2.453	164,800
第17段階			前年の合計所得金額等※が800万円以上 1,000万円未満の人	基準額 ×2.578	173,200
第18段階			前年の合計所得金額等※が1,000万円以上 2,000万円未満の人	基準額 ×2.878	193,400
第19段階			前年の合計所得金額等※が2,000万円以上の人	基準額 ×2.995	201,200

※合計所得金額…収入金額から必要経費等に相当する金額を差引いた金額の合計額。土地・建物等の譲渡所得の特別控除がある場合は特別控除後の金額。

※第1～5段階…給与所得がある場合、所得金額調整控除前の給与所得の金額から10万円を控除した額。「課税年金収入額＋合計所得金額」がある場合、公的年金に係る雑所得は除く。

※1 消費税率引上げによる低所得者の負担軽減策として、第1～3段階に公費が投入されています。

■納期限までに完納されないときには督促状が送られ、督促手数料及び延滞金が加算されます。

*令和7年度税制改正の影響により令和8年度の住民税が非課税になった場合でも、介護保険料の所得段階の判定上は課税とみなす場合があります。これは令和8年度のみの特例措置となります。

■ 介護保険料に関するよくあるご質問

Q 現在普通徴収（納付書支払い）ですが、いつから特別徴収（年金からの天引き）になりますか？

A 年金が年額18万円以上の方は、基本的に特別徴収となりますが、年度途中で65歳になった人や他の市町村から転入した人等は一時的に普通徴収となります。特別徴収が始まるまで半年から1年ほどかかります。（要件により特別徴収できない場合があります。）

Q 65歳以上なのに特別徴収（年金からの天引き）にならないのはなぜですか？

A 年金が年額18万円未満の場合。なお、18万円以上の場合でも年金を担保とした借入、年金の住所変更や資格喪失等の場合は、特別徴収ができません。詳細は年金機構等へお問い合わせ下さい。